

# 財政健全化法に基づく東村山市の財政指標

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」が昨年6月に成立し、平成20年4月1日に一部施行されました。

この法律によって、市は、平成19年度決算から財政健全化にかかる指標（健全化判断比率、資金不足比率）を市の監査委員の審査に付した上で議会に報告し、市民の皆さんに公表することが義務づけられています。平成20年度決算からこれらの比率のいづれかが国の定める早期健全化基準・経営健全化計画を超える場合には、早期健全化計画・経営健全化計画を定め、自主的な改善努力による取り組みを図ることとされています。また、財政再生基準を超える場合は、財政再生計画を定め、国などの関与による確実な再生の手続きにより財政の健全化を図ることとされています。

表1 健全化判断比率

東村山市		早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	- (実質黒字比率1.27%)	12.06%	20.0%
②連結実質赤字比率	- (連結実質黒字比率1.54%)	17.06%	40.0%
③実質公債費比率	7.1%	25.0%	35.0%
④将来負担比率	96.5%	350%	-

※実質赤字、連結実質赤字が算定されない場合は、「-」と表示しています。  
※実質赤字、連結実質赤字が黒字の場合には（ ）で表示しています。

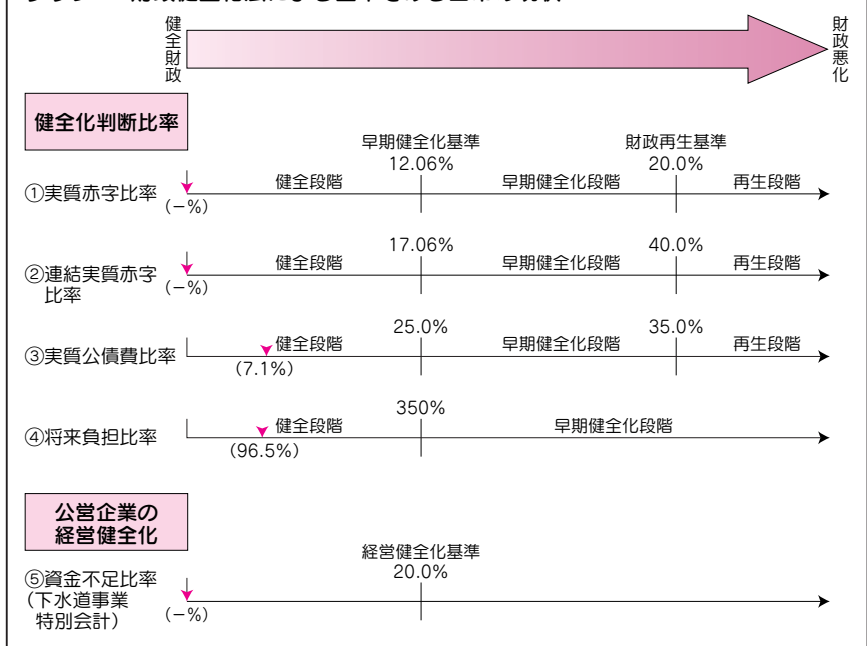
表2 資金不足比率

特別会計の名称	経営健全化基準
下水道事業特別会計 (資金剰余比率0.2%)	20.0%

※資金不足比率が算定されない場合は、「-」と表示しています。  
※資金不足比率が黒字の場合には（ ）で表示しています。

※標準財政規模とは、地方公共団体において標準的な状態にあるときに通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すものです。財政健全化法では、これに臨時財政対策債発行可能額も含まれます。

グラフ2 財政健全化法による基準でみる当市の現状



## 健全化判断比率

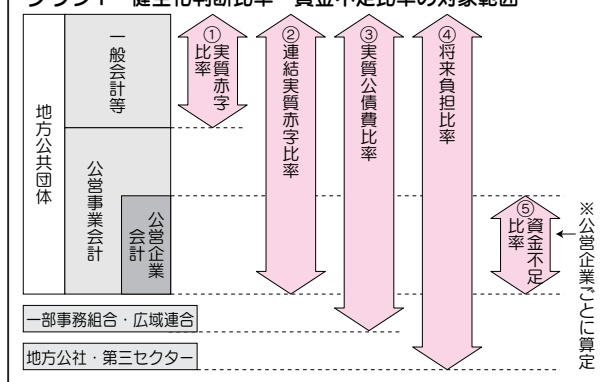
①実質赤字比率 一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率

市は、平成19年度決算から財政健全化にかかる指標（健全化判断比率、資金不足比率）を市の監査委員の審査に付した上で議会に報告し、市民の皆さんに公表することが義務づけられています。平成20年度決算からこれらの比率のいづれかが国の定める早期健全化基準・経営健全化計画を超える場合には、早期健全化計画・経営健全化計画を定め、自主的な改善努力による取り組みを図ることとされています。また、財政再生基準を超える場合は、財政再生計画を定め、国などの関与による確実な再生の手続きにより財政の健全化を図ることとされています。

当市の平成19年度決算における健全化判断比率・資金不足比率は表1・2のとおりです。すべての指標において各基準の範囲内となっており、市の監査委員の審査の結果は、「適正な比率の算定が行なわれている」との判断を受けています。

健全化法では、これに臨時財政対策債発行可能額も含まれます。特別会計を含めた一般会計を対象とした実質赤字（又は資金不足額）の標準財政規模に対する比率

グラフ1 健全化判断比率・資金不足比率の対象範囲



の借入金の償還金に充てるための当市の負担等見込額、職員退職手当支給予定額等の標準財政規模に対する比率

# 平成20年度上半期 4月1日～9月30日 の財政状況

市では、市の財政状況がどのようになっているのかをお知らせするため、年2回、各会計の執行状況などを公表しています。今回は、平成20年度上半期（4月1日～9月30日）の財政状況をお知らせします。なお、お知らせする金額等は、9月30日現在のものです。

表1 収入及び支出の概況

会計別	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
一般会計	451億1,873万7千円	193億2,669万0千円	42.8%	190億0,392万9千円	42.1%
国民健康保険事業	149億6,909万2千円	62億2,986万2千円	41.6%	62億8,252万7千円	42.0%
後期高齢者医療	22億2,482万9千円	9億3,139万2千円	41.9%	6億5,432万1千円	29.4%
老人保健医療	12億9,322万6千円	9億5,149万3千円	73.6%	8億7,553万6千円	67.7%
介護保険事業	74億1,814万4千円	35億9,291万6千円	48.4%	30億5,336万1千円	41.2%
下水道事業	49億2,318万2千円	27億7,700万0千円	56.4%	26億8,237万5千円	54.5%
受託水道事業	7億5,530万0千円	3億8,413万7千円	50.9%	1億8,999万5千円	25.2%
合計	767億0,251万0千円	341億9,349万0千円	44.6%	517億4,597万3千円	67.5%

※特別会計=特定の事業・資金などについて、特別の必要がある場合（法律で定めるものを含む）、一般会計と区別してその収支を個別に経理する会計をいいます。

グラフ4 市債(市の借金)の状況

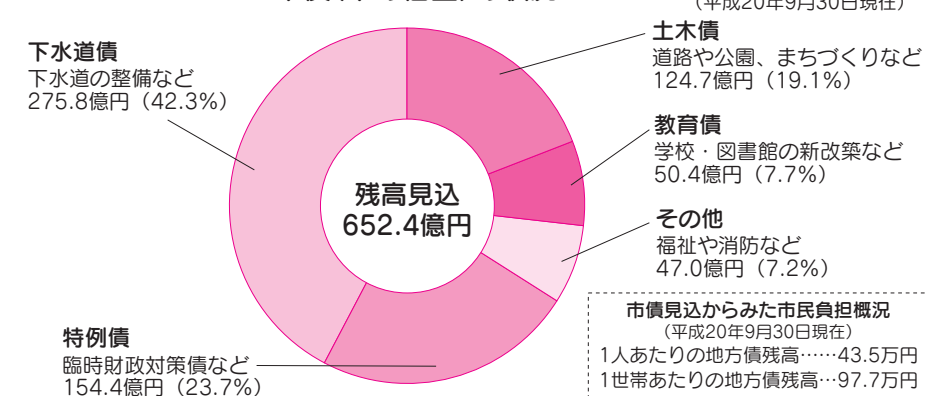


表2 基金 ※平成20年度末現在高の見込

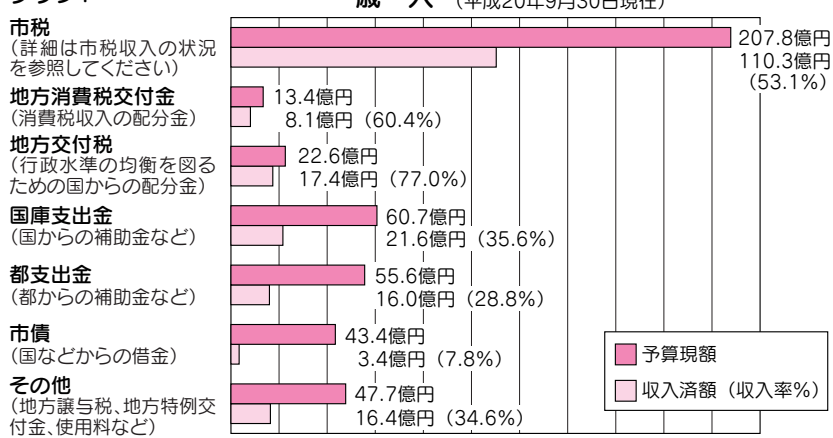
特定目的基金	金額
財政調整基金	5億2,688万円
減債基金	1,820万円
職員退職手当基金	2億7,197万円
公共施設整備基金	3億9,826万円
西武園競輪場周辺対策整備基金	7,749万円
ふるさと創生基金	2,731万円
国際交流及び姉妹都市交流基金	2億1,392万円
長寿社会対策基金	5,800万円
アメニティ基金	3億8,308万円
秋水園周辺対策施設整備基金	6万円
緑地保全基金	5億3,851万円

※特定目的基金=特定の目的のために積み立てている市の貯金

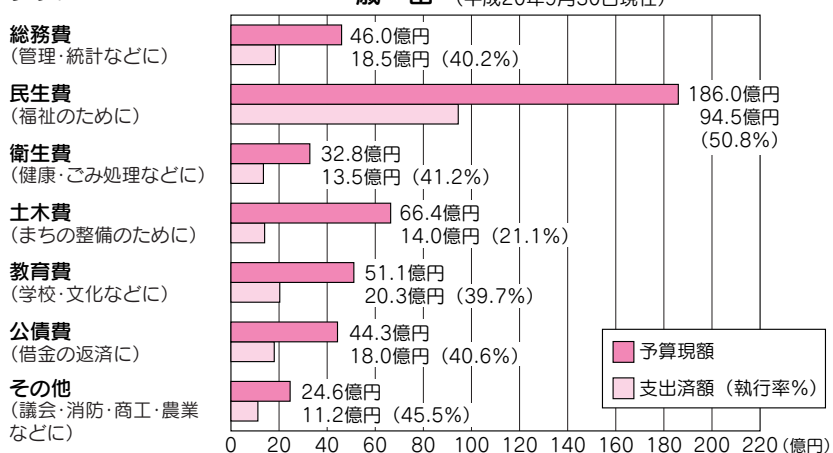
## 一時借入金

市の借入金には、市債のほか、一時借入金があります。一時借入金は、一時的に現金が不足する場合に年度内の返還を条件に銀行などから現金を借り入れる制度です。一般会計、特別会計とも、9月末現在の一時借入金はありません。

グラフ1 歳入 (平成20年9月30日現在)



グラフ2 歳出 (平成20年9月30日現在)



グラフ3 市税収入の状況 (平成20年9月30日現在)

